

平成 26 年 3 月 26 日
東京都環境局

東京都建築物環境計画書制度等の改正について

(概要)

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(判断基準)が改正されたこと等に対応し、東京都建築物環境計画書制度に関する規程を改正しましたので概要をお知らせします。

本資料では各規程の改正の要点をわかりやすく整理するため、規定内容を部分的に省略、要約等して記述しています。計画書作成等の実務に際しては、各規程の条文を参照するほか、個別の案件についてご不明の場合は、問合せ先までお問い合わせください。(各規程はこちらをごらん下さい。)

主な改正のポイント(詳細は別添資料をご覧ください。)

- ① 建築物の熱負荷の低減(住宅)について(指針別表第1)
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「評価方法基準」の改正にあわせ、指標を見直しました。段階評価基準は変わりません。
- ② 建築物の熱負荷の低減(非住宅)について(規則別表第1の5備考)
判断基準の改正に合わせ、非住宅の用途全体でのPAL*による評価とし、それに伴い、段階評価基準値を改めました。
なお、省エネルギー性能基準及びエネルギー有効利用計画書における省エネルギー性能目標値についても指標をPAL*に改めています。
- ③ 建物用途区分の見直しについて(規則第8条の3)
判断基準の改正に合わせ、図書館等や博物館等を集会場等に位置づけるなど、建物用途区分を見直しました。
- ④ 取組・評価書の作成について(指針第4)
判断基準の改正に合わせ、これまでの非住宅の用途ごとの作成を廃止し、非住宅の用途全体で作成することにしました。
また、取組・評価書の一部について、作成を省略することのできる規定を見直しました。
- ⑤ 建築主やマンション建築主の氏名等変更の手続について(規則第3号様式の4)
特定建築主及び特定マンション建築主の氏名等変更について、様式統一を行いました。
- ⑥ 工事完了届の提出期日について(規則第13条第3項)
「検査済み証」の発行日の翌日から30日以内に変更しました。

改正規程の施行日

平成 26 年 4 月 1 日(経過措置あり)

《経過措置について》

省エネ法に基づく省エネ計画書を旧判断基準(PALやQ値 μ 値)で提出する場合は、本改正によらず、以前の制度の規定によることができます。

《完了届に適用する基準》

原則として計画書提出時に適用されている基準を適用します。

使用すべき取組・評価書について

使用すべき取組・評価書は、建物用途（住宅、非住宅、複合）と省エネ法判断基準の適用状況（経過措置）の組合せにより異なりますので、ご注意ください。

（使用すべき取組・評価書はこちらをごらん下さい。）

《問合せ先》

環境局 都市地球環境部 環境都市づくり課 建築物係

電話：03-5388-3515

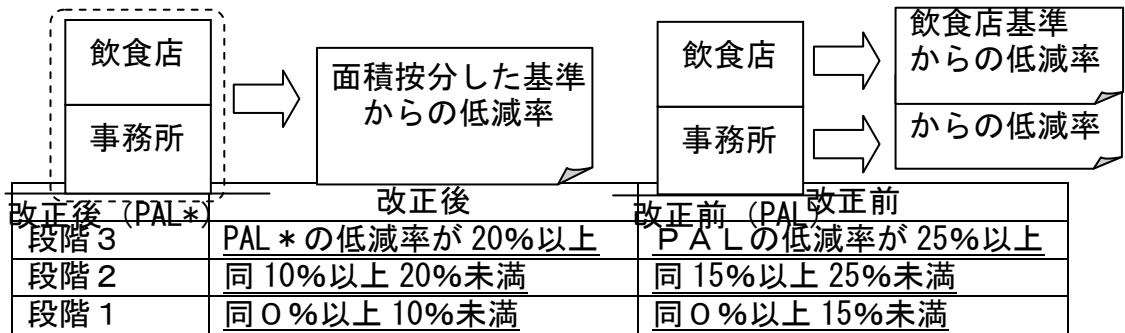
FAX：03-5388-1380

主な改正に関する資料

① 建築物の熱負荷の低減（住宅）について

	改正後	改正前	備考
段階 3	品確法等級 4 相当（変更なし）		指標が Q 値、 μ 値から U_A 値、 η_A 値に変更
段階 2	品確法等級 3 相当（変更なし）		
段階 1	品確法等級 2 相当（変更なし）		

② 建築物の熱負荷の低減（非住宅）について



省エネルギー性能目標値（一定規模以上対象）・省エネルギー性能基準の値（一定規模以上対象）

	改正後		改正前	
省エネルギー性能目標値 （変更なし）	PAL *	ゼロ以上	PAL	ゼロ以上
	ERR	ゼロ以上	ERR	ゼロ以上
省エネルギー性能基準の値 （変更なし）	PAL *	ゼロ	PAL	ゼロ
	ERR	ゼロ	ERR	ゼロ

③ 建物用途区分の見直しについて

	改正後	改正前
事務所等	事務所…	事務所、 <u>図書館</u> 、博物館…
集会所等	<u>図書館</u> 、博物館、集会場…	集会場…

④ 取組・評価書の作成について

	改正後	改正前
取組・評価書 (住宅)	(変更なし)	住宅用途でひとつ作成
取組・評価書 (非住宅)	非住宅用途全体でひとつ作成	非住宅の用途ごとに作成
備考	住宅・非住宅のうち、一定規模以下の用途について、 <u>一方を省略可</u>	非住宅の用途ごとに省略を判断

⑤ 建築主やマンション建築主の氏名変更の手続について

	改正後	改正前
氏名変更届	・ <u>特定建築主等氏名等変更届出書</u>	・ 特定建築主氏名等変更届出書 ・ <u>特定マンション建築主氏名等変更届出書</u>

⑥ 工事完了届の提出期日について

	改正後	改正前
工事完了届	検査済み証の発行日の翌日から <u>30 日以内</u>	検査済み証の発行日の翌日から <u>15 日以内</u>